

令和元年第3回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 令和元年 5月21日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和元年 5月21日
2. 閉 会 令和元年 5月21日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	三 留 満	6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫
2番	薄 幸 一	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
3番	秦 貞 継	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
5番	長谷川 義 雄	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
4番	小 柴 敬	10番	多 賀 剛		

2. 不応招議員

なし



令和元年第3回西会津町議会臨時会会議録

令和元年 5月21日(火)

開 会 10時52分

閉 会 12時01分

出席議員

1番	三 留 満	7番	伊 藤 一 男	12番	荒 海 清 隆
2番	薄 幸 一	8番	渡 部 憲	13番	清 野 佐 一
4番	小 柴 敬	9番	三 留 正 義	14番	武 藤 道 廣
5番	長谷川 義 雄	10番	多 賀 剛		
6番	猪 俣 常 三	11番	青 木 照 夫		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	商工観光課長	伊 藤 善 文
副 町 長	工 藤 倫 也	農林振興課長	岩 淵 東 吾
総 務 課 長	新 田 新 也	建設水道課長	石 川 藤 一 郎
企画情報課長	矢 部 喜 代 栄	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
町民税務課長	渡 部 峰 明	教 育 長	江 添 信 城
福祉介護課長	渡 部 栄 二	学校教育課長	玉 木 周 司
健康増進課長	小 瀧 武 彦	生涯学習課長	五十嵐 博 文

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

## 和元年第3回議会臨時会議事日程（第1号）

令和元年5月21日 午前10時30分開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 平成30年度西会津町一般会計補正予算（第7次）の専決処分の承認  
について

日程第7 議案第3号 令和元年度西会津町一般会計補正予算（第1次）

閉 会

（各常任委員会）

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会 …… [第1委員会室]
- 経済常任委員会 …… [第2委員会室]

○議長　ただ今から、令和元年第3回西会津町議会臨時会を開会します。(10時52分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長　ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり3件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から、副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは、学校教育課長、生涯学習課長を、それぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、1番、三留満君、8番、渡部憲君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月21日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日5月21日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　(町長提案理由の説明)

○議長　日程第5、議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本案につきましては、3月議会定例会最終日で、副町長より、専決処分の承認につきお願いを申しあげました、国の日切れ法案に関するものであります。

町長が提案でご説明申しあげましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年3月29日

に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の公布日と同じ本年3月29日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正内容といたしましては、寄附金、税額控除に係る法律の改正に合わせた所要の規定の整備、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例に係る所要の規定の整備、新築住宅に係る税額を2年間延長する等の規定の整備、軽自動車税に係る環境性能割の税率の特例に関する所要の規定の整備であります。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げますが、合せて条例改正案新旧対象表1ページをご覧ください。

まず、1条による改正であります。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第34条の7は寄附金、税額控除について定める規定であります。法律改正による条文中の文言の修正及び整理であります。

2ページの附則第7条の3の2については、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除について、さらに2年間延長するとともに、第2項を削り、第3項を第2項とする条文中の文言の整理であります。

3ページから5ページの附則第7条の4、附則第9条及び附則第9条の2は、寄附金税額控除に係る寄附金税額控除における特例控除額の特例と、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等について定める規定であります。地方に対する寄附金を特例控除対象寄附金に地方団体の長を都道府県知事等にするなどの文言の整理を行うものであります。

5ページの附則第10条の5は、すみません、10条の2は法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合について定める条項であり、地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例についてであります。法律改正による項ずれ等の修正をするものであります。

7ページの附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告を定める規定であります。第6項の高規格堤防の整備に伴う立替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定を加え、以下項を繰り下げるものであります。

10ページの附則第16条については、軽自動車税のグリーン化特例について改正するものであります。

今回の改正は3段階で改正される内、第1回目で、まず軽自動車の重課税を平成31年度分に限ったものとし、軽課措置が過ぎました平成29年度分の軽課税を削減するため、第2項から第4項を削り、第5項を第2項とし、以下項を繰り上げるものであります。

14ページの附則第16条の2については、第16条の改正に伴う項ずれの修正であります。

附則第22条は東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとするものがすべき申告等を定める規定であります。第3項第1号においては、申請書の記載事項に係る追加事項、第4項については、仮換地土地等を特定仮換地等に仮換地納税義務者を特定仮換地等納税義務者に文言の修正を行うものであります。

16ページをご覧ください。

第2条による改正であります。

西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

これは平成28年、条例第17号の改正でありまして、第1号の2、10、附則第15条の6に係る軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきまして、初回登録から13年を経過した軽自動車に重課を課することの改正であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議案第2号、平成30年度西会津町一般会計補正予算（第7次）の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第2号、平成30年度西会津町一般会計補正予算（第7次）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、先の3月議会定例会終了後に、特別交付税の額が決定されたことに伴う補正であります。額の決定が年度末となったことから、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、同法、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成30年度西会津町の一般会計補正予算（第7次）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,531万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,547万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

4ページをご覧ください。

まず、歳入であります、9款、地方交付税、1項1目、地方交付税1億4,531万1千円の増は、特別交付税の確定によるものであります。

次に、歳出であります、2款、総務費、1項5目、財産管理費1億4,531万1千円の追加は、歳入の補正により出ました譲与分を財政調整基金に1億3,031万1千円、減債基金に1千500万円積立するものであります。

なお、平成30年度末の、財政調整基金残高は、8億485万9千円となります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　結果こうなったということでもありますから、これは了承しますけれども、まず特別交付税、これ財政の方としては当初見込んで、年度末に向けてですね、見込んだ額は入ったのか、その認識をお尋ねします。

あと歳出の部分で、この減債基金の積み立てっていうのがあるんですが、最近この減債基金に関しては、なんていうか、休眠状態であまりこう、使ってなかったような感じが私ってるんですが、これ減債基金に積立するっていうことはなんか意図があってこう積立するようになったのか、お尋ねします。

○議長　新田総務課長。

○総務課長　お答えをいたします。

まず初めに、特別交付税確定額は見込んでいた額なのかというご質問でございますが、特別交付税につきましては、前年度の交付決定額が約4億4,100万でございます。それからみますと、30年度の決定額、9,560万程減額となっております。財政サイドからすればこの減額幅はかなり大きなものだったということでございます。

今回減額の主な要因でございますが、まず一つ目は、降雪が少なかったということで、除排雪経費、この分で7,480万程減額になってございます。歳出はそれ以上に、歳出も前年よりは減額になってございますが、それが一番大きな要因でございます。

それからもう一つの要因でございますが、国直轄の滝坂地すべり対策費、これが昨年度約4,000万特別交付税に算定されておりましたが、今年度は、その算定がゼロということで、その今二つの地すべりと、除排雪経費合わせまして1億1,400万円程の減額要因となっております。

ただし、増額要因もございまして、例えば地域おこし協力隊、これ隊員数増えてまして、それで約600万円の増、それから総務省の外務人材活用事業ということで、教育改革サポート事業、これで560万円程増、あと定時定路線バス、運行を昨年始めましたが、それで130万円程増、あと林業専用道整備、これで630万。増額要因として約2,000万程の部分は出てますが、トータルすると、9,560万円の減になったということでございます。見込、もうちょい余計にくるのかなと思っていましたが、やっぱり雪が少なかったということで、このような結果となったということでございます。

それからもう一点の、減債基金の積み立ての関係でございますが、減債基金につきましては、近年積み立てはしてございませんでした。それで、近年例えば認定こども園ですとか、それから



小学校整備ということでかなり大規模な建設工事を行ってございまして、それに伴いまして、起債の借り入れも近年かなり多額となっております。それで、ちょっと財政シミュレーション、今後の毎年決算の時とか説明してございますけれども、実質公債費比率、これが今後かなり上昇すると、9月の議会でもご説明しましたが、実質公債費比率が上がっているということで、その抑制をするために、平成32年度に、すみません令和2年度の予算に繰上償還を現在計画してございます。その繰上する起債は臨時財政対策債、平成21年度JAから借り入れしている、そのものを繰上償還しますと、その実質公債費比率等の財政指数が抑制できるということで、令和2年度に5,400万程の繰上償還を予定してございます。

その財源とするために今回1,500万円の積み立て、さらには令和元年度中最終補正で特交確定した時点でもし積み立てができるのであれば、残りの分を積み立てをして、令和2年度の当初予算には繰上償還分を減債基金を財源として計上したいと、そういうことでとりあえず今回1,500万の減債基金を積み立てしたということでございます。

○議長 10番多賀剛君。

○多賀剛 まず、歳入の方の特交に関しては雪も少なかったし、その分歳出も抑制されたということで、概ね大体こんなもんだらうという、ところで理解を私しました。それであのこの歳出の今ほどの減債基金なんです、今まではあの、財政調整基金にこう、積立しておったのが今回この減債基金を積み立てをして使いたいということは、もうちょっと説明していただきたいんですが、いわゆる財政の健全化指数等々に、なんか影響があるのか、その辺をちょっと説明してください。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。まず、先程ご説明いたしました、令和2年度に起債の繰上償還を予定してございます。起債の繰上償還の財源とすれば、減債基金を財源として繰上償還を今までしてございました。別に減債基金を財源としなくても、財政調整基金でもそれは問題はないわけではございますけれども、基本、繰上償還に係る財源は減債基金から財源として出しているということで、来年度の繰上償還についても減債基金を積み立てをしてそこから、それを財源として繰上償還をするという考えでございます。

それからもう一点、財政指標の関係で申し上げます。

昨年の9月の決算議会でも財政指標につきましてはご説明を申し上げました。かなり財政指標も先程申し上げた近年のかなりの大規模事業で、財政指標も年々上昇してございます。一番上昇しているのが、実質公債費比率でございます。実質公債費比率につきましては、18パーセント超えますと、起債の借り入れ、今は越えてございませぬので、起債の借り入れにつきましては、県とのやり取りですか、協議で何ら問題なく借り入れはできます。

ただ、18パーセントを越えますと、知事の許可が必要になります。そういったことで18パーセントを超えないように、繰り上げできるものについては繰上償還をしながら公債費、実質公債費比率を抑えると、そういった考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それは十分、要はこの減債基金はいわゆる繰上償還するために、別枠で積み立てするって認識でいいのかな。今までは財調でみんないろんなことをやっていたのが、繰上償還の

ために今度積み立てをするっていうことですね。指数等々は全然関係ないということですか。その辺がよく分からなかったの。だって財調であったって繰上償還使えるわけでしょ。なんでこの減債基金を新たに使うようになったかだけ、それを分かりやすく説明してください。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 多賀議員おっしゃるとおり、減債基金であろうが、財政調整基金であろうが、繰上償還に必要な財源にはなりません。それを明確に繰上償還するために、財政、減債基金を積み立てをしてそれに充てると、というような町の考えでございますので、特段減債基金に積立しなくてもそれは支障はないわけでございますけども、町の、なんていうか基本として繰上償還をするための財源は、減債基金としてきちんと積み立てをして、繰上償還をしていくと、そういった考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 減債の方に1,500万っていう今お話しの中でのやり取りの中で、令和2年の計画では、臨財債に充てるっていうふうなお話だったと思うんですが、臨時財政対策債の一番古いものなのか、その狙ってるのが利息が高いだとか、その内容、どのくらいのものに充てることを考えてるのか、あと他の起債は対象にならなかったのか、その辺、最終的に臨財債を選んだ理由ということで説明いただきたいと思っております。

○議長 新田総務課長。

○総務課長 お答えをいたします。

今回、先程申し上げた令和2年度に繰上償還します臨財債につきましては、借入先がJAということで、俗にいう縁故債でございます。臨財債につきましては、縁故債で借り入れしているのがそれだけという稀なケースでございます。普通は財政融資資金とか、そちらの借り入れでございまして、繰上償還をできる対象となるっていうか、できるものがそれだということで平成21年度のJAから借りた臨時財政対策債の繰上償還をすると。そのほか縁故債まだ古いものとか残っておりますけども、なかなかその繰上償還するような対象になるものは現在ほとんどありません。利息もかつては5パーセント越えの起債の償還利率もありましたが、今現在もう返済終わってまして、利率の高い借り入れはほとんどなくなっているということでございます。

○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから議案第2号、平成30年度西会津町一般会計補正予算(第7次)の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成30年度西会津町一般会計補正予算(第7次)の専決処分の承

認については、原案のとおり承認することに決しました。

○議長 日程第7、議案第3号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長新田新也君。

○総務課長 議案第3号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第1次）の調製についてご説明申し上げます。

今次補正の主な内容であります。本年3月に発生しました小杉山地区の地すべり対策に係る経費の予算計上であります。

それでは、予算書をご覧ください。

令和元年度、西会津町の一般会計補正予算（第1次）は次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5千万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ60億8千万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は第2表、地方債補正による。補正の内容であります。事項別明細書でご説明いたします。5ページをご覧ください。

まず、歳入であります。20款、町債、1項8目、緊急自然災害防止対策事業債5千万円は、小杉山地区の地すべり対策に係る経費の財源として、新規計上するものであります。

次に歳出であります。11款、災害復旧費、2項1目、道路橋梁河川災害復旧費、5千万円の増額は、小杉山地区の地すべり対策に係る測量設計委託料、3千万円及び、現年災害復旧工事2千万円の新規計上によるものであります。

3ページをご覧ください。

第2表、地方債補正、追加であります。緊急自然災害防止対策事業費を新たに追加するものであります。限度額は5千万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。先ほど全員協議会の説明等で、写真等も見せてもらって、分かりやすく説明していただきましたが、正直私見て思ったのが、大きな範囲でずいぶん地すべりが起きたなど、いうところではありますが、これ調査事業と工事事業、その予算は分かるんですけども、これ先程説明ですと、とにかく調査からということで、あと工事はその後でというお話しなんです。これこの間、例えばこれから梅雨時期に入りますよね、雨が降るわけですよ。今年先程来先輩の議員もお話ししてましたが、雪が少なかったということで、不幸中の幸いだったかもしれませんが、今後やっぱりそういう、なんですかね、気象条件を鑑みても、やっぱりそれなりに、例えば安全、とにかくこの小杉山集落に住んでる方々の安全確保は絶対第一優先事項だと思うんですけども、その辺の対策等は、例えば避難やライフライン確保やそういったもの

も含めて町では考えているのかをまず1点お伺いいたします。

あと、この、今言ったようにこれ、今後梅雨時期がきて、雨が降るようになると思うんですけども、地すべりがこれ以上進まないように、経過観察等も非常に大事な条件かなと私は思うんですけども、そういったものは、例えばもし地すべりが起きそうな場合に、地域住民に通報する体制だとか、町が情報を把握できる体制だとか、そういったものはできているのかどうかをまず2点目にお伺いいたします。

あと、調査事業に関しては、これだけ広い範囲でありますから、なかなか地元ってわけにはいかないと思うんですけども、あの、工事が始まったとなれば、例えば有事の際もそうですけれども、顔が分かっている地域住民の方々、もしくは地域の企業の方々がこういった作業に関わることが私は万が一の時の対策のためにも有効であるのではないかなと考えるんですが、その入札条件等でそういったものを考慮する考えはあるのかどうかもお伺いいたします。

あと最後ですけれども、こういったこと、やっぱり一番不安なのは住んでる方々だと思います。その方々へ対して調査結果、工事の進捗、そういったものどのようなペースで今後行っていく考えなのか以上の点をお伺いいたします。

ごめんなさい、最後にもう一点だけ、先ほどの全員協議会資料で4月の26日に会津農林事務所から具体案の提案ということで、県及び町でプロジェクトチームを結成されたとありますが、この今プロジェクトチームは現在どのような状態、存続しているのかどうか、あとそこにもしいるメンバーの方々というのはどういう構成で組織を組まれているのかをお示し下さい。

以上です。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

まず1点目でありますけれども、先程の全員協議会でも申し上げましたが、あのまだ解析まで終わってないので詳細はつかめておりませんので、正直なんとも言えない部分は多分にさせていただきます。3月の末に専門事業者と共に現地踏査、目視による簡易な調査はしてございまして、その報告は受けております。現時点では大規模な災害に発展することは今のところはないんじゃないかというような見解でございまして、これも保証があるものではございませんけれども、そういった緊急性は高いところではあるということは間違いございません。

あと、災害対策に関してでありますけれども、町としましても最悪の事態を想定してここまで事業を早くスピーディーにできるにはどうしたらいいのかとか、そういった部分で協議してまいりました。議員質問でおっしゃられたように、万が一にほんとの災害になったということで、仮定すればですけれども、それは当然災害対策本部ということが敷かれるのかなというふうに思っております。

あと入札工事、工事の関係の地元事業者の配慮っていうようなことかなというふうに思いますけれども、まずは繰り返しになりますが調査ボーリング、測量設計調査ボーリング、それから解析、その後でどういった対策工法がいいのかっていうのが判明しましたらば、設計積算、それから発注というふうな段階を踏みます。ただ現時点で言えますことは、ほんとに特殊な作業になるということでございまして、その地元、業者っていう部分については、やはりその事業量、事業費等が判明して点でやっぱり考えるべきかなと思います。感覚としましては、なかなか難しい

ところは正直あんのかなと思いますが、それは解析が終わってからきちっと次の手続きに踏んでいきたいなというふうに思っております。

あと、情報発信のペースはどう考えているのかということでございます。随時現地の観察っていいですか、現地のなんていうんですかね、動きっていうかそういったものは定期的に行っておりますので、あとまた地元の業者さん、業者さんじゃない、地元の皆さんになにかご意見等ございましたらば、そういった中で情報共有なり情報発信ていうのはしていきたいと思っておりますけれども、それもあのこの後さっそく区長さんなり、相談する中で調整をしていければなというふうに思います。

あとプロジェクトチームですけれども、県の関係機関、会津農林事務所でありますけれども、その農村整備部、それから森林林業部、町というようなことで、担当者で構成してございます。現時点では先程議員もおっしゃられたように、4月26日にこういった対策債ありますよというようなことから始まりまして、今後とも定期的な会議ですとか進捗管理、現地の状況管理というようなことで、土砂災害によります被害を未然に防止するというようなことで、このプロジェクトチーム進めてまいりたいというふうに思いますし、また県の方からも様々なアドバイスを受けてまいりたいというふうに考えておりまして、早期の対策事業が完了するよう努めてまいりたいと思います。

○議長 工藤副町長。

○副町長 はい、補足的にちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。

まずライフラインの確保でございますが、おっしゃるとおり万が一ですね、地すべりで土砂が来てしまったような場合、野沢方面から行く道路が通れなくなってしまうと、ということになりますので、その場合に他の迂回ルートを使ってのどういう支援をしていくのかというようなことは当然想定していかなければいけないなと思っておりますが、まだ現時点ではですね、そこまでやっておりませんので、先程課長申し上げましたとおり災害対策本部等を立ち上げて、いざなつた場合はやっていくわけですが、その前にどのような形でやっていくのかというのは想定してやってまいりたいなと思っております。

それから監視の体制のところでございますが、これまでも定期的に職員が見て、目視での確認をしているところでございます。揚津の地すべりのときなんかは、カメラをずっと置いてですね、どれくらい滑ってるのかっていうのを監視できてたわけですけども、残念ながらまだそれ以前の段階にございまして、目視での確認をしているという段階でございます。ボーリング調査等を行って、どこの斜面がどのくらいの深さで滑っているのかっていうのが分かってくれば、ひどい状況であれば当然機械を設置しての監視というのが出てくると思うんですけども、まだそこまではいっていないと。議員おただしのとおりこれから梅雨時期を迎えます。我々としては本当は梅雨時期の前に調査とかできればなということいろいろ模索したわけですが、一番早くやれるのが今回のやり方だということになってしまいましたので、梅雨時期、特にですね監視の頻度を上げて何かあったときにはすぐ連絡、住民の方にも連絡が届くようなやり方を早急に確立してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継　今副町長から答弁があったとおりであると思いますが、やはりあのいざとなった時に対策本部をつくってどうこうするんじゃないで、今の内からもし万が一起きたときに、有事の際にはこういうふうになんか大丈夫なように対策できてますと、そういう準備をしてから私は工事やなんなり、これまあ確かに工事直すのはもちろん大事ですけども、一番大事にしないでいいのは、ここに住んでる方々の生命と財産ですよ。そこをやっぱり、とにかくそこらへんも想定して、先程来、不安を煽るようなつもりはありません。今言ったとおり、最悪な事態にならないように一生懸命努力されることはよく分かりますが、それでもさらに住民の方々が安心して生活できる体制を整えるべきだと思いますので、今言ったように定期的な観察等をしっかり行って、その住民のみなさんにちゃんと連絡する体制を整えてほしいと思います。

あと、先程そのちょっとプロジェクトチームが県の何とか部と町って一言おっしゃったんですけども、今言ったもし万が一になったときに、建設課だけでは対応できないわけですよ、それ以外の要は多岐な課に渡って情報供給をしていざというときは対応しなくてはいけないわけですよ、その場合にそのプロジェクトチームに建設課だけが入っているのか、もしくは町税、もしくは他の課の方々がこのプロジェクトチームに入っているのかどうかもちょっとお聞きしたかったんです。あともし入ってないんであれば入れるべきなんじゃないのかなと思いました。

あと、特殊な、工事の受注を私は地元企業をなるべく優先すべきだと思いますが、そこら辺に関してはもうちょっと工夫すべきだと思います。ここはまったく知らない町外の方々が来て作業できるかもしれませんけど、その中でも手伝える部分とか小さな部分はあると思いますので、一括でどんと発注するじゃなく、小さなところは分けてでも町内の企業を利用すべきじゃないかなと思いますが、その辺の対策に関してはお考えありますでしょうか。

○議長　石川建設水道課長。

○建設水道課長　お答えいたします。

プロジェクトチームの構成メンバー、町ということで申し上げましたが、現時点では建設水道課それから会津農林事務所では農村整備部、森林林業部の担当者という構成であります。このプロジェクトチームにつきましては、あくまでもこの、対策、対策事業を検討するっていうレベルで構成してございますので、他の課の職員の皆さんを動員っていうようなことは現時点では特にないのかなというふうに思っております。それであのその全体的なものと災害対策っていうような視点で申し上げますと、町の地域防災計画でございますので、しっかりしたその計画のそのレベルに合わせた対応で十分いけるのかなというふうには考えてはございます。

あと対策工事の具体でございますけれども、町内業者というようなことでございますけれども、それに関しましては、繰り返しになりますけれども、解析まで終わり、そしてどういった対策工が必要なのかと、明確になった時点で町内でも発注できるのか、それとも専門事業者が適当なのかというようなことは判断してまいりたいなと思います。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　予算的な内容と、建設水道課の言いたいことはよく分かりましたが、お金の面だけじゃなくて私はそういった課、もし万が一のときのことを今から考えて先程副町長の答弁にもありましたが、やっぱり万が一のことも考えて、課全体で、ごめんなさい、町の職員全体でやっぱり万が一の状態になったときにどうするか、なんだ対応できるっていう体制を整えるべきだと思います。

すし、その辺に関して考えがあるのかどうか。あととにかく、ちょっとこれはお願いになっちゃ  
うような気がします、とにかく住んでる方々に不安を与えないような、十分だというような今  
お話しが、単語が出ましたが、そこに関してもやっぱり十分だと住民の方々が理解できる説明を  
ちゃんと行って下さい。

以上です。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 地域防災計画に沿ったということで申し上げました。これに関しましては全課  
が当然そのレベルに合わせて招集かかるなり担当するというふうな内容できちっと構成されて  
おりますので、それは十分今議員がおっしゃられたことに対しては対応できるのかなというふう  
に思います。

住民に対する説明、これもあの先ほども答弁したかとは思いますが、まずもって真っ先  
に区長さんなり、区長代理さんなりと、よく事業内容等を説明をし、そして状況なんかも含めて、  
それでその区長さん方のご意見を丁寧にお聞きしながらそういった説明会とか必要であれば、実  
施して十分情報を発信してまいりたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 このですね、補正額5千万の内ですね、委託料3千万、復旧工事が2千万これは普通  
なんでしょうか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

予算の、委託料3千万円、工事請負費2千万円、この金額が妥当、普通なのかというようなお  
話しかと思えますけれども、現時点で想定しております内容は先程申し上げましたけれども、委  
託料の中では、地形測量、平面縦断、調査ボーリング3カ所、あとはそれに基づいた解析等、あ  
とはその工事発注する前の設計・積算というようなことで、現時点で想定できるものはこの専門  
事業者さんなんかの意見も聞きながら、このくらいの金額であれば対応できるのではないかと  
いうようなところでございます。

あと工事につきましては、先程も2カ年を想定しているというようなことでございますが、当  
面本年度におきましては、この2千万円の範囲の中で地下水のなんていうんですか、排水処理、  
そういったところは原因として一番に考えられておりますので、そこまではやっていきたいなど、  
ただ、その解析まで終わりませんと、全体の工事費が、事業量が確定しませんので、本年度は2  
千万でございますけれども、それが確定しましたらば、この後債務負担行為などをお願いしなが  
ら、2カ年で対応してまいりたいというようなことで、現時点で想定できる金額を今次補正予算  
には計上させていただきました。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますとこれ2千万で終わるといふ訳ではないんだと。とりあえず2千万と、こ  
ういうことですね、工事。なんぼかかかわかんねえと、はっきり言えば。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 はい、お答えいたします。

今議員おっしゃられたとおりでございます。今次補正では工事請負費2千万ということで、計

上させていただきましたが、調査を進め、それからその土の中の状況をよく分析して、どういった対策工事が必要なのかと、いうようなところまで行かないと、なかなかこう全体事業費っていうのは正直現時点では掴めませんので、その辺はご理解をいただきたいなと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 あの本格的な対策工事にはタイムラグがあるという中で、写真等をこう見ますとですね、やはりこのこれから梅雨に入るにして、どのような天候になるか分かりませんが、仮に大雨のようなことが起きた場合に、普通こう、ブルーシート等でのですね、水の浸透を防ぐというようなことも対応は多くの場合されていると思うんですが、現状においてはそれは必要とは考えていないのか伺います。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

現時点では、3月の末の目視による簡易な現地踏査というのを専門の業者さんにやっていただきました。その状況を現地を歩く中で、踏査したわけですが、その中で報告というか、ご指摘があったのが、表面の、なんていうんですか、水を逃すというようなことを真っ先にやった方がよいでしょうと、というような指摘がございましたので、地主の方に許可をいただきまして、簡易な溝を掘りまして、水を別の方向に逃すような、ほんとは対策っていうのは施しております。

あとそのほかに、今議員おっしゃられたように、ブルーシートを張れだとか、そういった具体的な話しはございませんでした。今後正式なボーリング調査等々をする中でそういった必要性があれば当然対応してまいりたいなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 我々が心配するのは、その本格的な対策をする前にもし大きなこう、ことが起きてしまったんでは、遅いんじゃないかということが我々は心配してるわけですね。ですからそのことに対しての対応は先程秦議員が言われたように、やはり起きてからでは遅いと、その前にやっぱり対策をしっかり、例えば水にしても浸透しないような対策を取ったうえでですね、仮に梅雨時期に本当に大雨が降っても大丈夫な対策だけはしっかりしておくべきでないのかなと思いますけどもいかがですか。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 お答えいたします。

また繰り返しになるようで恐縮ですが、今次補正予算をご議決いただきましたらば、早速、速やかに委託事業者の方に発注しまして、そしてその専門家の見立てといたしますか、そういった部分、あとは調査ボーリング等する中で必要とあるということをお聞きしながら、当面の処置といたしますか、そういったところも含めて対応してまいりたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 私1点だけなんですけど、あの先ほど来お話を聞いてると、梅雨だとかいろいろななんか先の話しが出てますけれど、代掻き、これから田んぼに水を入れて上流域にかなりの水分を、かなり持つんだと思いますよね、長期間。そうすると、上から降ってくる雨以前に土中浸透するものが、やっぱり、その農作業用水。この1点上に水源を作るわけですから、まだまだ何かというような表現はあまり適切ではないのかなという、私は今伺って聞いていました。もう



法面にもう水源地を作るわけですね、水田は。やはりその辺は十分に踏まえてお話しいただきたいなと思ったんですが、その専門家の方がどの辺まで大丈夫だと言ったのか、その辺の真意についてもう一度ここで確認したいので、そのことが1点。

あとブルーシートのお話も、それほど重篤な作業ではないと思うので、排水溝を作ったというお話しただけけれども、そのぐらいの手当は一部されても私はいいのかなと考えていますが、その2つ目、2つですよろしくをお願いします。

○議長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 はい、お答えいたします。

現時点ではすぐに大きな変化が生じることはないと思われましてというような説明を先程申し上げました。これはあの、現時点ではあくまでも現地を歩いただけといいますか、目視によるものでございまして、地下の様子っていうのは全く分かっていない中での現地踏査という次元での報告ということでご理解いただきたいと思います。ですから現時点では大きく変化することはないというのは、感覚的なものではありませんから、その辺はなんともこれ以上は、言い難いわけなんですけれども、そういった見解だということでございます。

あと、ブルーシートの程度はやってもいいんじゃないかというようなことでありますけれども、事業者さんに相談、専門の方のご意見などもいただきながら、そういった対策も視野に検討したいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 はい、まあ方針的にはうん、見えてきたようなこないような。そこで今あのこの地区について町長ご自身のね、方針、今のこの中身が分からないと言いますけれども、先程申し上げたように、もう水源地としてモイスターは土中浸透してこの法面一帯の地下には一定の水分は常時含まれるようになるかと思えます。水を切るまでは。そこに上から降ってくればもうかなり高い浸透度合いになってくると、それももう1カ月程度の話でしょうから、町長ご自身この問題についてですね、町としてこうやはり手をかざしていく、先程ブルーシートという話しも出ましたけれども、もう少し手をかけて取り組んでいくような考え方が今現在お持ちなのかその辺を確認したいです。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 小杉山の地すべり対策でございましてけれども、この地すべりが起きてから即町の方で現地を見て、そして、県の方にも来ていただいて、現地の確認をしていただいたということでございまして、いろんな専門業者、私たちの素人では中々判断できないわけですから、業者の方にも相談をしながらそれは目視とかなんかっていう部分はありますけれども、これからやっぱりしっかり対策を取らないといけないということで、とりあえずそのどれだけの地すべりが起きるのか、最悪の場合も想定しないとイケませんけれども、じゃあ今の想定される部分が崩落したときに、地すべりが起きたときに、下流にどれだけの影響があるのかと、これはやっぱりしっかりと、なんて言いますかね、調査をしないと、その対策ができないわけでありまして、そういう意味からとにかく早く対策をするためにはこの予算を通してお願いするっていうことがまず最初に近道だなと。地すべりはやっぱり対策として有効な手段は、水を抜くことなんですよね。これはあの滝坂の地すべりもそうですし、揚津もそうですけれども、いかに水を抜くこと、ここがやっぱ

り一番最初にやらないといけないことだということで、今あの水をやっぱり逃がす対策をしてる訳であります。

この後実際にボーリング調査をしてみて、どれだけのやっぱり地すべりを起こすのかっていう具体的なことが分からないでは、その対策もとれないわけでありましてけれども、今時点ではビニールシートの話もありますけれども、これが実際に今度現地の中に入って、その作業をする上で、6月入れば梅雨に入るわけですから、それに向けてその対策はやっぱりしっかりしないといけませんし、それから対策本部もね、災害が起きてから対策本部つくたって、私はそれは遅いと思ってるんです。

やっぱりこれからいろいろ実際に入って、いろんな調査をする、あるいは観察をする中で、危険が出そうだってことなら即やっぱり対策本部を立ち上げてね、これ全課挙げてですよ。建設水道課だけではできませんので、それはあのパイプラインからライフラインからみんなある訳ですから、そういう意味でやっぱりこれは町を挙げて対策をしないとイケないということをこれは十分にあのその辺はこれから対策をしっかりとしていかないとイケないと思いますけれども、これあんまりね、これ皆さん煽らないでほしいと思うのね。最悪の想定はしないとイケませんけれども、今からその話しをどんどんどんどんしていくと、いわゆる町民の皆さんに不安を、かえって不安を与えてしまうなど。そういうことにならないように、これから町民の皆さんとのお話し合いも説明会もしないとイケませんけれども、そういうことで、皆さんの心配されることは十分分かりましたので、これから予算を承認していただければ即明日から対策をしっかりとしてまいりたいなとそんなふうに思ってますので、一つご理解をいただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、令和元年度西会津町一般会計補正予算（第1次）は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長　町議会、臨時会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会は専決処分の承認、及び令和元年度補正予算の3件についてご審議をいただいたところではありますが、全議案について全議案について原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただ今審議の中で、皆様からいただきましたご意見等につきまして、十分に意をもって今後の

事務事業の執行に努めてまいり所存でございますので、議員各位のご理解とご協力を衷心よりお願いを申し上げてごあいさついたします。

ありがとうございました。

○議長　これをもって令和元年第3回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(12時01分)